



OSS 会員研修(提案力コンテスト)配信ご案内

新規配信案内

JPBM 会員研修 (提案力コンテスト)

テーマ 「2017 年全国提案力コンテスト・プレゼンテーション大会 入賞チームの発表およびアフター検討会」 (課題・提案書も掲載)

【掲載期間】

・平成 29 年 8 月 22 日～
平成 30 年 3 月 31 日

【収録時間】

約 90 分
(コマ数 6)

去る 7 月 14 日に開催されました第 21 回全国提案力コンテスト。下記の課題・問題に対して参加チームがしのぎを削り、熱のこもった提案発表が繰り広げられました。また、8 月 4 日にはアフター検討会として審査員の講評が行われ、提案力コンテストにおける高い付加価値情報が研修されました。今回 OSS 会員研修にて入賞作品の発表の模様とアフター検討会を配信いたします。是非ご活用ください。

【研修の概要】

(1) 入賞チームプレゼンテーション

金賞：新潟中央会計税理士法人 銀賞：ミッドランド税理士法人 A 銅賞：コンパッソ税理士法人

(2) 提案力コンテストアフター検討会 審査員講評

第 21 回全国提案力コンテスト (一般企業向け)

(1) 課題：・X は Y 及び Z と協力して自動車販売修理業を経営。持株比率は X が 70%、Y が 17%、Z が 13%

- ・Y は退職し、持株を処理して引退したい
- ・X は妻と長男、二男及び長女の 4 人家族。妻は後妻で先夫との間に成人した子供が一人いる。
- ・次男は現在取締役として勤めていて後継者にしたい。
- ・X の個人財産は、大部分が会社の株式、その他の資産は賃貸マンションと自宅

(2) 問題：・Y が持株を処理するにはどのような方法があるか

- ・X の家族の遺留分を侵さないようにしつつ、後継者の次男が会社の支配権を掌握させるとともに、相続税の納付負担が最も軽くするためには、どのような対策が必要か。
- ・妻 (後妻) が X から相続した財産を死後に X の長女に相続させるにはどうしたらよいか。
X から相続した財産を妻が子供に生前贈与した場合は、どうなるか。

問題 2：信託契約に関わる銀行からの免責的債務引き受けの要望について

※今後の予定：全国大会・全国統一研修会の研修概要を編集して掲載します。(9 月以降随時掲載予定)

※お問合せ：JPBM 本部事務局 TEL03-3253-4711 info@jpbm.or.jp 担当：若松、佐伯